



三重県公報

令和8年10月13日（火）

第 762 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
624	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	(長 寿 介 護 課)	2
625	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定	(同)	2
626	農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(農林水産財務課)	2
627	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(治 山 林 道 課)	6
公 告			
	土地改良事業計画を変更した旨及びその関係書類の縦覧	(農 地 調 整 課)	6
	土地改良事業の工事の完了	(同)	7
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	7
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	7
	都市再開発法の規定による事業計画の変更認可	(住 宅 政 策 課)	7
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	(企 業 庁)	8

告 示

三重県告示第 624 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定しました。

令和 8 年 10 月 13 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの 種 類
2470206802	第二陽光苑訪問介護事業所	三重県四日市市波木町 1168 番地 4	株式会社ヘルシー ハウス	令和 8 年 10 月 1 日	訪問介護
2470507126	ヘルパーステーションしら ふじ	三重県津市藤方 2268 番地 2 アメニティ八幡田 B 棟 5 号室	合同会社ウィステ リア	令和 8 年 10 月 1 日	訪問介護
2470507134	レイケンヘルパーステーシ ョン	三重県津市海岸町 18 番 9 号	十三屋株式会社	令和 8 年 10 月 1 日	訪問介護
2460190461	訪問看護ステーションしら ゆりケア桑名和泉	三重県桑名市大字和泉字八ノ 割 362 番 1	株式会社しらゆり ケア	令和 8 年 10 月 1 日	訪問看護
2470206810	デイフィット ケアリハパ ーク	三重県四日市市川島町 5930 番地 52	合同会社佐藤建材	令和 8 年 10 月 1 日	通所介護
2470802022	特別養護老人ホーム雅之園 （（介護予防）短期入所生活 介護事業所）	三重県伊勢市小俣町本町 341 番地 104	社会福祉法人邦栄 会	令和 8 年 10 月 1 日	短期入所生 活介護

三重県告示第 625 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定しました。

令和 8 年 10 月 13 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

介護保険 事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービスの 種 類
2460190461	訪問看護ステーションしら ゆりケア桑名和泉	三重県桑名市大字和泉字八ノ 割 362 番 1	株式会社しらゆり ケア	令和 8 年 10 月 1 日	介護予防訪 問看護
2470802022	特別養護老人ホーム雅之園 （（介護予防）短期入所生活 介護事業所）	三重県伊勢市小俣町本町 341 番地 104	社会福祉法人邦栄 会	令和 8 年 10 月 1 日	介護予防短 期入所生活 介護

三重県告示第 626 号

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 8 年 10 月 13 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

農林水産部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 249 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(2)の表中第 3 号の項を削り、第 4 号の項を第 3 号の項とし、第 5 号の項（C）の欄を次のように改め、同項を第 4 号の項とする。

地域型食品企業等連携促進事業補
助金交付等要綱に基づいて行う次
の事業に要する経費
1 新商品等開発・販路開拓事業
2 地域型協調領域実証事業
3 生産者及び外食事業者等連携
推進事業

別表 1(3)の表中第 15 号の項を削り、第 16 号の項を第 15 号の項とし、第 17 号の項を第 16 号の項とし、第 18

号の項を第 17 号の項とし、第 19 号の項を削り、第 20 号の項を第 18 号の項とし、第 21 号の項から第 33 号の項までを 2 項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

32	農地集約化促進モデル事業	地域計画実現のために農地利用の最適化に主体的に取り組む団体の活動を推進する。	選定団体が取り組む農地集約化のための目標地図の更新、地域計画に即した農地利用の実現に向けた調整その他農地利用の最適化の推進に必要な活動に要する経費	定額	市町、地域計画実現のために農地利用の最適化に主体的に取り組む団体
----	--------------	--	---	----	----------------------------------

別表 1(4)の表中第 1 号の項 (A) の欄を次のように改める。

三重県農林水産業共同利用施設災害復旧事業補助金

別表 1(4)の表中第 3 号の項を次のように改める。

3	広域型総合防除体制の構築事業費補助金	県や農業団体、サービス事業者、メーカー等の幅広い関係者と産地が連携し、地域一体となった効果的・効率的な防除体制の構築に向け、水稻又は果樹における地域単位での防除計画を立案し、地域の雑草地、水路等の病害虫の発生源の解消等を図る。	消費・安全対策交付金交付等要綱に基づいて行う事業に要する経費	定額	産地協議会
---	--------------------	---	--------------------------------	----	-------

別表 1(4)の表中第 9 号の項 (B) の欄及び (C) の欄を次のように改める。

燃料及び資材価格の高騰、米関税措置による景気の悪化、中東情勢の不安定化等により影響を受けている農業者の経営改善を支援し、農業者の経営安定や基盤強化を図る。	農業経営近代化資金(資材価格等高騰対策枠・米関税対策枠・燃油等入手困難対策枠)の債務保証に係る保証料を全期間免除するため、三重県農業信用基金協会が当該免除する保証料に相当する額を補填するための経費
---	--

別表 1(5)の表中第 8 号の項 (E) の欄を次のように改める。

市町又は市町が参画する協議会

別表 1(5)の表第 10 号の項及び第 11 号の項を次のように改める。

10	みどりの食料システム戦略推進事業費補助金	食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を推進する。	<p>1 有機農業拠点創出・拡大加速化事業 有機農業実施計画の策定及びその実現に向けた取組並びに輸出等を視野に有機農業を飛躍的に拡大する取組に要する経費</p> <p>2 グリーンな栽培体系加速化事業 環境にやさしい栽培技術又は気候変動適応技術のいずれか、かつ先端技術等を活用した省力化に資する技術を取り入れた新たな栽培体系への転換に向けた産地の取組に要する経費</p> <p>3 省エネルギー型ハウス転換事業 化石燃料を利用した加温方法に依存している施設園芸において、収量・品質等の生産性を低下させず、加温に係る化石燃料の使用量や温室効果ガスの排出量が低減可能な栽培体系への転換に向けた取組に要する経費</p>	<p>定額又は事業費の 1/2 以内</p> <p>定額又は事業費の 1/2 以内</p> <p>定額又は事業費の 1/2 以内</p>	<p>市町又は市町が参画する協議会</p> <p>市町又は普及組織や農業協同組合が参画する協議会等</p> <p>協議会、市町、農業協同組合</p>
----	----------------------	--	--	--	--

	4	みどりの事業活動を支える体制整備 環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者等が、活動を定着させ、又は拡大させるために必要となる機械・施設の導入又は整備に要する経費	1/2 以内	特定環境負荷低減事業活動計画の認定を受けた者等
	5	農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業 農業由来の廃プラスチックの新たなリサイクル技術や回収システムの実証、これと併せて行う農業由来の廃プラスチックの排出抑制のための普及啓発並びに紙マルチ及び生分解性マルチ等の排出抑制に資する資材への転換に要する経費	定額	市町、協議会
	6	バイオマスの地産地消（推進事業） 地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消の実現に向けたバイオマスプラントやマテリアル製造設備の調査・設計、バイオ液肥散布車及びバイオ液肥散布用ドローンの導入並びにバイオ液肥や食品リサイクル堆肥の散布実証に要する経費	事業費の1/2 以内又は定額	地方公共団体又は民間団体等
	7	バイオマスの地産地消（整備事業） 家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用したエネルギー地産地消の実現に向けた施設整備に要する経費	事業費の1/2 以内	地方公共団体又は民間団体等
	8	地域循環型エネルギーシステム構築（科学技術振興事業）		
	(1)	太陽光・バイオマス・小水力等の地域の再生可能エネルギー資源・マテリアルを活用した循環経済先導地域づくりのための推進会議の開催、課題解決に向けた調査、地域人材育成、栽培実証等及び営農型太陽光発電設備の導入に要する経費	定額、1/2 以内	協議会
	(2)	木質バイオマス施設等における資源作物や未利用資源の投入、混合利用の促進に向けたバイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証及び未利用資源の混合利用促進に要する経費	定額	地方公共団体又は民間団体等
	(3)	次世代型太陽電池の円滑な導入につなげていくことを目的とした推進会議の開催、課題解決に向けた調査等及び次世代型太陽電池の導入に要する経費	定額、1/2 以内	協議会
	9	地域循環型エネルギーシステム構築（整備事業） 再生可能エネルギー設備を効率的に運用するために必要な施設及び附帯施設等の導入並びに営農型太陽光発電設備の導入に要する経費	1/2 以内	協議会、地方公共団体又は民間団体等
	10	先進的有機農業拡大促進事業 スマート農業技術等の導入による地域の実情に応じた生産性向上並びに有機農産物の保管及び加工のための設備導入等を通じた販路の確保等の取組に要する経費	1/2 以内又は定額	農業者、農業者の組織する団体、農業者を構成員とする協議会、市町、県を構成員とする協議

					会、市町を構成員とする協議会等
11	持続的種子生産総合対策事業費補助金	種子生産産地における優良な新品種の導入に向けた体制整備、新規種子生産者の育成及び種子生産の省力技術確立の取組を支援することにより、持続的な種子生産体制の構築を推進する。	持続的な種子生産体制の構築を図るために必要な経費	定額又は事業費の 1/2 以内	農業者の組織する団体、地域農業再生協議会等

別表 1(5)の表中第 13 号の項 (D) の欄を次のように改める。

事業費の 1/2 以内

別表 1(5)の表第 18 号の項及び第 19 号の項を次のように改める。

18	花き花木輸送体制構築事業費補助金	花き花木の生産者グループ等が行う「共同集荷拠点」の整備にかかる取組を支援することで、持続可能な花き花木の輸送体制モデルの確立を図る。	持続可能な花き花木の輸送効率化にむけて行う共同集荷拠点の整備に係る経費	事業費の 1/2 以内	農業者で構成するグループ又は団体
19	野菜自給力強化体制づくり事業費補助金	露地野菜の農作業の分業化（育苗、定植、防除、出荷調製等）を進めるとともに、生産の機械化による農作業の省力化及び軽労型の栽培・出荷体系の構築を図る。	露地野菜の生産拡大に向けて、省力化及び軽労型生産体系に意欲的に取り組む農業者等の取組に必要な機械導入経費	事業費の 1/2 以内	農業者、農業法人、農業協同組合

別表 1(5)の表中第 20 号の項 (D) の欄を次のように改める。

事業費の 1/2 以内

別表 1(8)の表中第 9 号の項 (D) の欄を次のように改める。

事業費の 55/100 以内

定額又は事業費の 55/100 以内（重要地区・施設にあっては定額）

定額又は事業費の 69/100 以内

事業費の 76/100 以内

別表 1(8)の表中第 20 号の項 (D) の欄を次のように改める。

事業費の 90/100 以内（水田農業高収益化計画の策定地域等の場合）にあっては定額）

別表 1(8)の表中第 26 号の項及び第 27 号の項を削り、第 28 号の項 (C) の欄を次のように改め、同項を第 26

号の項とする。

省エネルギー化、コスト削減及び体制強化の取組に要する費用

別表 1(8)の表中第 29 号の項を第 27 号の項とする。

別表 1(9)の表に次のように加える。

9	命と暮らしを守る農道保全対策事業費補助金（調査計画策定）	農道整備の調査計画策定を行い、施設整備を図る。	農道整備の調査計画策定に要する経費	事業費の 50 /100 以内	市町
10	命と暮らしを守る農道保全対策事業費補助金（計画策定等事業）	農道施設の点検を行い、機能保全計画等を策定し、施設の長寿命化を図る。	機能保全計画策定事業施設の点検、機能診断、老朽化対策、災害対策等の検討に要する経費	定額	市町

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の農林水産部関係補助金等交付要綱の規定は、令和 8 年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第 627 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を熊野市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 8 年 10 月 13 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 通知することができない者の氏名

片岡 日出男

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市二木島町字矢瀬 625、627、628

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。）

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 18 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定により、農地中間管理機構関連農地整備事業 一身田平野地区の計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第 88 条第 18 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画の変更が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます。

す。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が変更された日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 8 年 10 月 13 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和 8 年 10 月 14 日から同年 11 月 11 日まで
- 3 縦覧の場所
津市役所農林水産部農業基盤整備課（津市西丸之内 23 番 1 号）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 3 項の規定により、次の県営土地改良事業について、その工事を完了しました。

令和 8 年 10 月 13 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

事 業 名	地 区 名	工事完了年月日
県営農地整備事業（経営体育成型）	寺井地区	令和 8 年 3 月 24 日

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県津農林水産事務所長から通知がありました。

令和 8 年 10 月 13 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和 8 年 10 月 13 日から令和 9 年 2 月 10 日まで
- 3 作業地域
津市安濃町草生

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 8 年 10 月 13 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 8 年 9 月 30 日	亀山市布気町字山子 964-2 ほか 23 筆ほか	鈴鹿市稲生一丁目 24-11 株式会社鈴鹿コミュニティー 代表取締役 加藤 正彦
令和 8 年 10 月 1 日	亀山市関町小野字上門田 250 ほか 37 筆	津市幸町 27-35 株式会社ランド・二十一 代表取締役 林 金也
令和 8 年 10 月 1 日	員弁郡東員町大字六把野新田字村北西 791-1 ほか 1 筆	桑名郡木曾岬町大字三崎 415 加藤 徹

都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）第 38 条第 1 項の規定により、事業計画の変更を次のとおり認可しました。

令和 8 年 10 月 13 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 組合の名称
伊勢市駅前C地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
令和3年12月10日から令和9年3月31日まで
- 3 施行地区
伊勢市宮後一丁目2001番、1003番1の一部、1003番7の一部及び同市吹上一丁目601番の一部
- 4 事務所の所在地
伊勢市一志町3番6号
- 5 設立認可の年月日
令和3年12月10日
- 6 事業計画の変更の認可の年月日
令和8年9月30日

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定しましたので、三重県企業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年三重県企業庁管理規程第9号）第12条の規定により公告します。

令和8年10月13日

三重県企業庁長 生 川 哲 也

- | | | |
|---|-------------|-------------------------------------|
| 1 | 物品等の名称及び数量 | 水道用ポリ塩化アルミニウム 540,000 k g |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県津市広明町13番地
三重県企業庁企業財務課予算・資産班 |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 令和8年9月28日 |
| 4 | 落 札 者 | 三重県津市高茶屋小森上野町1346番地4
株式会社カトウケミカル |
| 5 | 落 札 金 額 | 入札価格 36,126,000 円 |
| 6 | 決 定 手 続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 令和8年8月14日 |

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
